

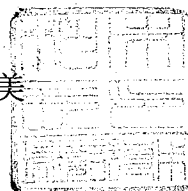
柏市告示第136号

令和7年度一般廃棄物処理実施計画

柏市廃棄物処理清掃条例（平成5年柏市条例第17号）第17条第1項の規定により、令和7年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和7年3月31日

柏市長 太田和美



目次

- 第1 計画区域及び期間
- 第2 一般廃棄物の種類及び排出見込量
 - 1 ごみ関係
 - 2 生活排水関係
 - 3 犬、猫等死体
- 第3 ごみ処理実施計画
 - 1 ごみの排出抑制の方法
 - 2 再資源化の方法及び量
 - 3 収集・運搬計画
 - 4 中間処理・最終処分計画
 - 5 処理が困難なごみに関する事項
- 第4 生活排水処理実施計画
 - 1 計画対象人口
 - 2 収集・運搬計画
 - 3 中間処理・最終処分計画
 - 4 啓発活動
- 第5 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項
 - 1 ごみに係るもの
 - 2 し尿及び浄化槽汚泥に係るもの

第1 計画区域及び期間

計画区域	計画区域は旧柏地域（平成17年3月27日における本市の区域に相当する区域をいう。以下同じ。）とし、旧沼南地域（同日における沼南町の区域に相当する区域をいう。以下同じ。）については柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合による処理計画とする。ただし、ごみ処理実施計画中のごみ排出抑制の方法、生活排水処理実施計画及びごみ出し困難者支援収集については、この限りでない。
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

第2 一般廃棄物の種類及び排出見込量

1 ごみ関係

区分	年間量
可燃ごみ	85,800トン
不燃・粗大ごみ	7,520トン
有害ごみ	135トン
容器包装プラスチック類	4,810トン
不法投棄ごみ・適正処理困難物	52トン
資源品	15,610トン
使用済小型電子機器等	40トン

2 生活排水関係

区分	年間量
し尿	3,210キロリットル
浄化槽汚泥	17,450キロリットル

3 犬、猫等死体

区分	年間量
犬、猫等死体	1,100体

第3 ごみ処理実施計画

1 ごみの排出抑制の方法

基本方針	基本施策	主な施策	
3R+Rのさらなる推進	ごみを出さない取組	リフューズの推進 (ごみとなる不要なものを断る)	使い捨てプラスチック類の削減【家庭系】
			レジ袋兼用指定ごみ袋の導入【家庭系】
		リデュースの推進 (ごみにしない)	食品ロスを含む家庭系生ごみの削減【家庭系】
			多量排出事業者におけるごみ減量の推進【事業系】
			民間事業者との連携による減量化【事業系】
			搬入物検査による指導強化【事業系】
			ごみ処理手数料の見直し【事業系】
			家庭系ごみ有料化の導入研究【家庭系】
	ごみをごみにしない取組	リユースの推進 (何度も使用する)	柏市リサイクルプラザリボン館におけるリユースの推進【家庭系】
			リユースアプリ等による民間事業者との連携【家庭系】
		リサイクルの推進 (資源に戻して使用する)	ごみと資源の分別徹底【家庭系】
			家庭系プラスチック類の資源化【家庭系】
			事業系食品廃棄物等の資源化【事業系】
			各種リサイクル法に基づくリサイクル推進【家庭系】
ごみ処理に関わる多様な主体の連携・協働	ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化	家庭系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化	家庭系ごみ減量化に関する情報発信【家庭系】
			柏市リサイクルプラザリボン館事業の拡充【家庭系】
			家庭系古紙類のリサイクル推進【家庭系】
			環境教育の充実【家庭系】
			転入者への情報発信【家庭系】
			情報発信手法の充実【家庭系】
			地域との連携・協働【家庭系】
		事業系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化	事業系ごみ減量化に向けた効果的な情報発信【事業系】
			3R推進事業所・3R推進店推奨制度の拡充【事業系】
			事業系古紙のリサイクル推進【事業系】
			食べきり協力店制度の導入【事業系】

※ 柏市一般廃棄物処理基本計画の基本施策に準じるものとする。

2 再資源化の方法及び量

品目	収集・回収	再資源化の方法	再資源化量 (搬出量)
資源品	古紙類 古着・古布類 空ビン類 空カン類 PETボトル, 金属類を 市の委託業者が資源回収日に収集 する。	柏市リサイクルプラザに搬入。 施設で選別等を行った後, 容器 包装リサイクル法の再商品化事 業者又は問屋等に引き渡し, 資 源化する。	15, 290トン
容器包装 プラスチック類	家庭系は, 市が毎週水曜日に収集 する。 事業系は, 排出事業者が自ら運搬 する場合を除き, 一般廃棄物収集 運搬許可業者が収集する。	プラスチックごみ圧縮保管施設 で選別等を行った後, 容器包装 リサイクル法の再商品化事業者 又は問屋等に引き渡し, 資源化 する。	4, 140トン
鉄類 (注1)	粗大ごみ処理施設にて, 不燃・粗 大ごみを破碎し, 鉄類を回収す る。	問屋に引き渡し, 資源化する。	600トン
家具	粗大ごみとして排出された家具を 委託業者が収集する。	柏市リサイクルプラザにて修理 し, 販売する。	120台
使用済小 型電子機 器等 (注2)	市が公共施設に回収ボックスを設 置。投入された小型家電を認定事 業者の再資源化事業計画に基づき 収集運搬を行う者が収集する。ま た, 業務提携事業者が宅配回収を 行う。	認定事業者引き渡し, 事業者 の再資源化事業計画に従い資源 化する。	40トン
インクカ ートリッ ジ	市が公共施設に回収ボックスを設 置。投入されたインクカートリッ ジを再商品化事業者へ郵送する。	再商品化事業者引き渡し, 資 源化する。	1トン未満

(注1) 鉄類は, 不燃・粗大ごみに含まれるもの

(注2) 「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン (環境省)」における「特定対象品目」で, 回収ボックスに投入されたもの及び業務提携事業者が回収したもの。

3 収集・運搬計画

区分		収集・運搬				
		収集運搬を行う者	収集区域	年量	集積所、容器及び収集回数等	搬入先
一般家庭から日常排出されるごみ	可燃ごみ	市・委託	旧柏地域	49,200 トン	定められた集積所に市の指定の袋（可燃ごみ用のものに限る。）で排出。 週2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）
	不燃ごみ	委託		5,250 トン	不燃ごみは、定められた集積所に透明又は半透明の任意容器（黒袋、紙袋を除く。）で排出。月2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）
	有害ごみ（乾電池・蛍光灯等）	柏市再生資源事業協業組合（委託）		135 トン	有害ごみは、品目別に内容物が確認できる透明な袋（黒袋、紙袋を除く。）で排出。月2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市リサイクルプラザ
	インクカートリッジ	広域的処理の認定に基づき収集運搬を行う者		1 トン未満	市が設置した回収ボックスを経由してのリサイクルを希望する場合は、回収ボックスまで排出者が自ら分別・運搬。	広域的処理の認定に基づき処分を行う者
	使用済小型電子機器等	認定事業者の再資源化計画に基づき収集運搬を行う者		15 トン	市が設置した回収ボックスを経由してのリサイクルを希望する場合は、回収ボックスまで排出者が自ら分別・運搬。	認定事業者の再資源化計画に基づき処分を行う者
				25 トン	業務提携事業者が宅配回収。	
	粗大ごみ	山本産業株式会社（委託）		630 トン	申込みにより随時有料で戸別収集。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）
	容器包装プラスチック類	市・委託		4,760 トン	定められた集積所に、市の指定の袋（容器包装プラスチック類用のものに限る。）で排出。毎週水曜日に収集。	プラスチックごみ圧縮保管施設
資源品（古紙類、古着・古布類、空ビン類、空カン類、PETボトル、金属類）	柏市再生資源事業協業組合（委託）	15,610 トン	市の指定の専用袋又は指定の荷姿で所定の集積所に排出。月2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市リサイクルプラザ		
一般家庭から排出される多量ごみ	可燃ごみ	排出者・許可業者（注1）	旧柏地域	1,300 トン	資源化できるもの（古紙類、古着・古布類、空ビン類、空カン類、PETボトル、金属類）は分別して搬入する。ただし、日常の事業活動に伴って生じるものの搬入は不可。 それ以外は、可燃ごみ、不燃・粗大ごみ又は容器包装プラスチック類に分別して搬入。黒袋、紙袋での搬入は禁止。許可業者にあつては、可燃ごみ、不燃ごみは月～土曜日搬入可（水曜日及び土曜日のうち、祝日である日を除く。ただし、南部クリーンセンターは、土曜日のうち祝日である日の午前中のみ搬入可）。排出者にあつては、可燃ごみ、不燃・粗大ごみは祝日を除く月～土曜日搬入可（注5）。容器包装プラスチック類は月・火・木・金・土曜日搬入可（祝日は除く。）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）（注2） ※プラスチックはプラスチックごみ圧縮保管施設
	不燃・粗大ごみ			970 トン		
	容器包装プラスチック類			1 トン未満		
	資源品（古紙類、古着・古布類、空ビン類、空カン類、PETボトル、金属類）			1 トン未満		
日常の事業活動に伴って生じるごみ	可燃ごみ	排出者・許可業者（注1）	旧柏地域	35,300 トン	日常の事業活動に伴って生じる可燃ごみのうち、食品リサイクル法対象物については、堆肥化施設の処理能力又は排出事業者の同法に定める登録再生利用事業者での再生処理の範囲内で分別収集。 日常の事業活動に伴って生じる可燃ごみのうち、紙おむつについては、紙おむつ再生資源化処理施設での再生処理の範囲内で排出者が自ら分別・運搬。	許可業者堆肥化施設又は登録再生利用事業者食品循環資源処理施設 紙おむつ再生資源化処理施設
	不燃・粗大ごみ			670 トン		
	事業系プラスチック			49 トン		
不法投棄ごみ		市・委託	旧柏地域	52 トン	パトロール・通報等により随時収集。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）
犬猫等の死体		委託		1,100 体	飼い主不明の死体の収集（国道を除く）。	

(注1) 令和7年度一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者は次のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、当該許可業者において適正処理が可能であるため、新規許可は実施しない。

ただし、柏市教育委員会が締結する「廃棄物処理業務委託（旧沼南地域）」に必要な許可については、説明会の開催を省略の上、別途実施する。

一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者

許可業者名	所在地	限定
株式会社アイクリーン	柏市あけぼの5-3-21	
有限会社葵サービス	柏市布施1490-1	
浮ヶ谷興産有限会社	柏市豊四季379-6	
株式会社エコプランニング	柏市新十余二7-8	
有限会社柏清掃	柏市高田553-1	
柏ビル管理株式会社	柏市若葉町3-3	
有限会社クリーンサービス柏	柏市西原2-2-39	
有限会社クリーンダストレス	柏市船戸2079-19	
有限会社総合環境サービス	柏市東柏1-7-10	
株式会社千葉総業	柏市逆井1247	
株式会社花園サービス	柏市柏296	
北葉実業株式会社	柏市豊四季382-13	
株式会社マツヤマ	柏市あけぼの2-6-4	
株式会社丸幸	柏市大青田1628	
山本産業株式会社	柏市十余二380-383	
株式会社大山清運	柏市松ヶ崎363-1	
有限会社和光商事	柏市松ヶ崎95-18	
株式会社清運社	柏市大青田1649-1	
有限会社市川胞衣社	市川市若宮3-30-13	胞衣
エルエス工業株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-2-8	実験動物
株式会社高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端4-13-5	東武鉄道各駅

※ なお、旧沼南地域については、別途「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」にて許可するもの

(注2) 北部クリーンセンターは可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源品を、南部クリーンセンターは可燃ごみ、粗大ごみ（布団・座布団）、資源品（古紙類、古着・古布類）を持ち込み可とする。

(注3) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）に規定する特定一般廃棄物に該当するものについては、この収集・運搬計画に記載した取扱いとは異なる取扱いを市が別途定める場合がある。その場合、当該特定一般廃棄物は、当該別途定める方法により処理を行うこととする。

4 中間処理・最終処分計画

区分		中間処理		最終処分等
		処理を行う者（注）・ 処理場	処理方法	
可燃ごみ（85,800 トン）		市・ 北部クリーンセンター （清掃工場） 南部クリーンセンター （第二清掃工場） 許可業者又は登録再生 利用事業者・ 堆肥化施設又は食品循 環資源処理施設	焼却処理 93,582 トン （うち可燃ごみ 85,800 トン） （うち破碎可燃物 6,780 トン◎） （うち残渣 902 トン○） （その他 1,100 トン） 堆肥化・飼料化 1,000 トン	焼却灰等処分 10,640 トン （うち処分委託 10,540 トン） （うち資源化委託 100 トン） 鉄類回収 600 トン （うち破碎より 422 トン） （うち焼却より 178 トン）
不燃・粗大ごみ （7,520 トン）		市・ 北部クリーンセンター （清掃工場）	破碎処理 7,520 トン （可燃物焼却 6,780 トン ◎焼却処理へ）	
		市・ リサイクルプラザ	修理・売却 1 トン	
使用済小型電子機器等		認定事業者の再資源化 計画に基づき処分を行 う者	小型家電リサイクル法適用（再資源 化） 40 トン	
インクカートリッジ		広域的処理の認定に基 づき処分を行う者	再商品化 1 トン未満	
有害ごみ（135 トン） 不法投棄ごみ（52 トン）		委託業者	委託処理 187 トン （有害ごみ 135 トン） （不法投棄ごみ 10 トン） （適正処理困難物 42 トン）	
容器包装 プラスチック類 （4,810 トン）	容器包装 プラスチック	再商品化事業者	容り法適用（再商品化） 4,191 トン	
	非容器包装 プラスチック	問屋	売却 37 トン （PET ボトル 3 トン） （発泡プラスチック 34 トン）	
		市・ 北部クリーンセンター （清掃工場） 南部クリーンセンター （第二清掃工場）	焼却処理（残渣） 582 トン （○焼却処理へ）	
資源品 （15,610 トン）	ガラスびん （白茶色以外） PET ボトル	再商品化事業者	容り法適用（再商品化） 1,710 トン （ガラスびん 510 トン） （PET ボトル 1,200 トン）	
	上記以外	問屋	売却 13,580 トン	
		市・ 北部クリーンセンター （清掃工場） 南部クリーンセンター （第二清掃工場）	焼却処理（残渣） 320 トン （○焼却処理へ）	
犬、猫等の死体		市・ 北部クリーンセンター （清掃工場） 南部クリーンセンター （第二清掃工場）	焼却 1,100 体	

（注１）令和７年度一般廃棄物処理業（処分業）許可業者は次のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、適正処理が可能であるため、新規許可は実施しない。

一般廃棄物処理業（処分業）許可業者

許可業者名	所在地
山本産業株式会社	柏市十余二380-383

※ なお、旧沼南地域については、別途「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」にて許可するもの

（注2）特措法に規定する特定一般廃棄物に該当するものについては、この中間処理・最終処分計画に記載した取扱いとは異なる取扱いを市が別途定める場合がある。その場合、当該特定一般廃棄物は、当該別途定める方法により処理を行うこととする。

5 処理が困難なごみに関する事項

廃棄物の種類	指定品目等	排出に関する注意事項
適正処理困難物（柏市廃棄物処理清掃条例第12条）	タイヤ 消火器	指定を受けた処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任においてその適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。排出者はこれに協力するものとする。（回収協力店への排出）
排出禁止物（同条例第20条）	爆発・引火・感染等の危険があるもの、有毒性のあるもの、著しく処理が困難なもの（※1）	市の施設における処理が困難であるため、販売業者、専門処理業者等に処理委託するものとする。 それが困難な場合は、市長の指示に従うものとする。
特別管理一般廃棄物（同条例第25条）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条に規定するもの（PCB廃棄物、感染性一般廃棄物等）	排出者が特別管理一般廃棄物を排出する場合には自ら処理することとする。 それが困難な場合は他の特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物）とともに特別管理廃棄物処理業者に処理委託することとする。
特定家庭用機器廃棄物	一般家庭から排出される特定家庭用機器廃棄物（テレビ※2、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機※3、エアコン）	特定家庭用機器再商品化法に基づき、家電販売店あるいは廃棄物収集運搬許可業者が回収の主体となり、製造業者等により再資源化するものとする。
指定再資源化製品	一般家庭から排出されるパーソナルコンピュータ	小型家電リサイクル法に基づき市との提携事業者が、または資源有効利用促進法に基づき製造業者等が回収の主体となり、再資源化するものとする。
自主回収指定製品	廃棄二輪車	資源有効利用促進法に基づき、製造業者等が回収の主体となり、再資源化するものとする。
上記以外のもの		「柏市廃棄物（ごみ）処理施設における廃棄物の受け入れ要領」、市のごみ分別区分又はその他市の定める方法によるものとする。

※1 ガスボンベ、火薬類、多量のペンキ、シンナー、ボンドなどの接着剤、エンジンオイル・灯油などの廃油、血液等が付着した注射針など、農薬・医薬などの薬品類、バッテリー等

※2 ブラウン管テレビ、液晶テレビ（携帯テレビ、カーテレビ、浴室テレビを除く。）、プラズマテレビ

※3 洗濯機、衣類乾燥機

第4 生活排水処理実施計画

1 計画対象人口

下水道処理人口	合計人口	401,300人	
	旧柏地域	352,800人	
	旧沼南地域	48,500人	
浄化槽処理人口	合計人口	33,700人	
	旧柏地域	30,400人	
	旧沼南地域	3,300人	
	内合併浄化槽人口	対象人口	17,100人
		旧柏地域	15,000人
		旧沼南地域	2,100人
し尿処理人口	合計人口	2,900人	
	旧柏地域	1,700人	
	旧沼南地域	1,200人	

2 収集・運搬計画

(1) 旧柏地域

区分		収集・運搬				
		収集・運搬 を行う者	収集 区域	年量	収集場所及び収集回 数等	搬入先及び 年量
し尿 及び 浄化 槽汚 泥等	し尿	委託	旧 柏 地 域	1,360kl	常設トイレ 定期及び申請に基づ き収集	山高野浄化 センター 13,820kl
		許可業者		450kl	仮設トイレ	
	浄化槽汚泥	許可業者		12,010kl	浄化槽	

(注) 令和7年度一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）は、次の4社とする。また、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬については適正に処理されているため、新規許可は実施しない。

旧柏地域一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）

許可業者名	所在地
株式会社大山清運	柏市松ケ崎363-1
株式会社清運社	柏市大青田1649-1
有限会社和光商事	柏市松ケ崎95-18
京葉管理事業株式会社	柏市豊四季945-573

(2) 旧沼南地域

区分		収集・運搬				
		収集・運搬 を行う者	収集 区域	年量	収集場所及び収集回 数等	搬入先及び 年量
し尿 及び 浄化 槽汚 泥等	し尿	委託	旧 沼 南 地 域	1,360kl	常設トイレ 定期及び申請に基づ き収集	アクアセン ターあじさ い 6,840kl
		許可業者		40kl	仮設トイレ	
	浄化槽汚泥	許可業者		5,440kl	浄化槽	

(注) 令和7年度一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）は、次の4社とする。また、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬については適正に処理されているため、新規許可は実施しない。

旧沼南地域一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥の収集運搬）

許可業者名	所在地
有限会社近藤清掃社	柏市藤ヶ谷新田126
有限会社大久保清掃	柏市藤ヶ谷1787-45
有限会社沼南清掃	柏市藤ヶ谷1215-4
株式会社浄化槽センター	白井市根294-33

旧沼南地域一般廃棄物処理業許可業者（し尿の収集運搬）

許可業者名	所在地
有限会社近藤清掃社	柏市藤ヶ谷新田126
有限会社大久保清掃	柏市藤ヶ谷1787-45
有限会社沼南清掃	柏市藤ヶ谷1215-4

3 中間処理・最終処分計画

(1) 旧柏地域

区分		中間処理		最終処分	
		処理を行う者	処理方式	処理を行う者	処分方法
し尿及び 浄化槽汚泥	し尿	市	標準脱窒素処理方式＋高度処理 (脱水汚泥を焼却処理)	市	委託処理 (ごみ焼却灰の一部として49.4t)
	浄化槽汚泥				

※ごみ焼却施設において、脱水汚泥を焼却処理

(2) 旧沼南地域

区分		中間処理		最終処分	
		処理を行う者	処理方式	処理を行う者	処分方法
し尿及び 浄化槽汚泥	し尿	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理 (脱水汚泥を焼却処理)	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	委託処理 190t (内訳)
	浄化槽汚泥				①焼却灰 100t ②沈砂 90t

※中間処理施設において、脱水汚泥を焼却処理

4 啓発活動

浄化槽の定期点検、清掃等についての啓発	・浄化槽管理者への清掃、保守点検、法定検査に関する啓発活動 ・「環境月間」及び「浄化槽の日」を中心とした浄化槽の適正管理についての啓発活動 ・柏市ホームページへの掲載
合併処理浄化槽設置普及	・浄化槽設置業者等への広報活動 ・柏市ホームページへの掲載

第5 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

1 ごみに係るもの

(1) 焼却施設

施設名	柏市清掃工場	柏市第二清掃工場
所在地	柏市船戸山高野538番地	柏市南増尾56番2
形式	連続燃焼式流動床炉	ストーカ炉
稼動年月	平成3年4月	平成17年4月
処理能力	300トン／24時間	250トン／24時間

(2) 破碎選別施設（柏市清掃工場に併設）

施設名	粗大ごみ処理施設
所在地	柏市船戸山高野538番地 柏市清掃工場内
形式	横型回転式破碎機
稼動年月	昭和52年9月 改造平成6年3月
処理能力	50トン／5時間

(3) 資源選別施設

施設名	柏市リサイクルプラザ
所在地	柏市十余2348番地202
形式	選別・圧縮・保管
稼動年月	平成14年4月
処理能力	176t／5時間

2 し尿及び浄化槽汚泥に係るもの

(1) 浄化施設（旧柏地域）

施設名	山高野浄化センター
所在地	柏市船戸2115番地
形式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
稼動年月	平成16年4月
処理能力	100キロリットル／24時間

(2) 浄化施設（旧沼南地域）

施設名	アクアセンターあじさい(柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合)
所在地	鎌ヶ谷市軽井沢2102-1
形式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
稼動年月	平成11年3月
処理能力	138キロリットル／日

